

はじめに

一九八〇年代、文革の一〇年を経て改革開放に路線転換したばかりの中国では、西洋近代化の荒波をもろに受け、社会が急速に変化していきました。しかし、そうした状況にあっても他方では「変わらぬ中国」がなお存在し続けているのです。「法による管理が徹底されない」「法の下での平等が担保されていない」「同じ条件なのに人と人の関係によって対応が異なる」等々、実際その時代の中国社会に身を置いた外国人にとっては戸惑いの連続でした。

このような中国社会のあり方について、当時の指導者たちは、中国には封建時代が長期にわたって存続したため、「人治」が「法治」に勝っているが、それは「封建遺制」であって、近い将来に克服すべき課題であると説明しました。しかし、この中国特有の社会システムは果たして「遅れたもの」として片づけてよいものでしょうか。少なくともそれは中国において何百年もの間蓄積されてきた伝統であり、ヨーロッパ型の近代社会システムとは相容れないものとしても、中国近世において一定の規範と秩序を与えていたことは間違いありません。そして、その影響は王朝が滅亡し、共和制になっても、さらに人民中国を経て七〇余年、経済大国になった現在に至っても依然として社会を規定する要素であり続けていると思われまます。それゆえ、この長期に及ぶ伝統の下に形成された社会の仕組みを読み解くことは中国史学における重要な研究テーマの一つになりますし、ひいては近世のみならず現代のなお「不可解な中国」を理解するための手掛かりを得ることに繋がるのです。

ところが、こうした問題に関心を持ち、いざ研究を始めようとする、その壁がなかなか高いことを思い知らされます。歴史学一般に言えることですが、史料の読解を抜きにしてその学問は成り立ちません。とりわけ中国近世の

漢文史料にあつては、加えて法制史料にあつては、特有の文体と形式の下、それらに精通するのに相当な修行が求められるためです。

編者の高校時代には毎週一コマの独立した「漢文」の授業があり、現在の高校生よりも漢文に親しむ機会に比較的恵まれていました。だから漢文の文頭にしばしば現れる「夫」は「おっと」でないことくらいは知っていました。しかし、大学に入り、史料としての漢文に触れてみると、それまでの漢文は実は和訳文の一種であることがわかりました。「本物」の漢文にはレ点や二点がないばかりか、句読点そのものがなかったのです。文章をどこで切るか、切り間違えると文意が通らず、迷路をさまようことになりました。例えば「徐士英徐焯陳栩葉紹遠徐詢裘慶望葉楷范之舜范伯球章帝煥范有章陸溶」なんていう記載に接した時、これらが人名であることはうすうすわかるのですが、ここに何人が潜伏しているのか、見当がつきません。とりわけその人数がキーになる時にはとても困りました。そして、なぜ漢文には句読点がないのかと素朴な疑問を抱きました。「漢文は世界一やさしい文章です。なぜならば、「」や「。」がなくとも読めるからです」。これは当時の指導教授が編者に語ったことですが、絶対ウソだと思いました。

大学時代はなお学園紛争の余波を受けて十分な授業を受けられなかったのですが、それでも白文の漢文にも少しずつ慣れてきて、曲がりなりにも多少読めるようになり、卒論もどうにか仕上げることもできました。大学院に入り、本格的な研究を始めた頃、法制史料にも多く接することになりました。しかし、ここでもまた新たな壁が立ちはだけりました。同じ漢文とはいえ正史や通鑑などの「素直な漢文」とは異なり、文章の形式や特有の専門用語の知識なしでは容易に読み解くことができなかつたからです。行政文書にあつてはどこまでが他人の文書の引用で、どこからが本人の意見なのかを理解するのは容易ではありませんでした。読み誤まるとブラックホールが待っていました。さらに法律文書や契約文書も一定の訓練を抜きにしては到底読めるものでなかつたのです。士大夫の文集に至っては正直現在でもなお手を焼いています。

こんな時、誰か法制史料を基礎から優しく手ほどきしてくれる先生がいたらどんなによいか、そうしたら少しは読めるようになるのではと切実に思いました。だが、そんな環境に恵まれた学生はそういなかったのではないのでしょうか。実際、大学・大学院で法制史料を扱った演習講義を開講している所はほとんどありませんでした。仕方がないので、そうした史料を用いた研究を読み漁り、「見よう見まね」ならぬ「読みよう読みまね」で何とかこの難物に対処してきたのが実情です。この経験は編者のみならず本書の執筆者たちにおいても、程度の差こそあれ共通したことであったかと思えます。

本書はこうした私たちの過去の苦い経験を踏まえ、伝統中国の社会システムやそれを具現する情報源たる法制史料に関心を抱き、研究を始めようとする意欲的なみなさんを対象にして法制史料の手ほどきを試みたものです。大学・大学院で実施される演習講義を書物の上で再現しようとしたものといってもいいでしょう。ここでは執筆者各自が重要と思う各時代の法制史料を選択し、それぞれの経験を踏まえてその読解方法を具体的に示し、そこからどのような問題が導き出されるのかを論じています。九コマ用意しましたので、みなさんは自分に関心ある演習を自由に選択し、履修してください。もちろんすべての演習を履修することもやぶさかではありません。

まずはそれぞれの演習についてその概要をごく簡単に紹介しましょう。

青木ゼミでは『宋会要輯稿』という宋代史研究の基本史料をテキストにして一一世紀後半に実施された学校制度や財政制度の立法過程の意味について考察しています。

大島ゼミでは『烏臺筆補』や『大元聖政国朝典章』（通称『元典章』）に現れる元代の裁判史料の講読を通して漢人官僚の理念と社会通念・実態について論じています。これは元代特有の史料の読み方を理解する際にも役立ちます。

奥山ゼミでは『明実録』という明代史研究の基本史料を用いて、宣宗期（一四二六～一四三五）における官僚の収賄罪処分の方について論じています。併せて、実録の文体とその読み方に触れる機会を提供しています。

瀨島ゼミでは竿牘という明代では希少な原史料をはじめとする多様な史料を活用することで、郷紳の徭役優免特権獲得の過程を具体的に描き出しています。さらに明代史研究のための基礎知識を豊富に提供しています。

岸本ゼミでは明末の知識人の書簡を通して地域社会の水利紛争の具体像を解明しています。知識人特有の晦渋な物言いをいかに読み解くかという点においても有益な視点を与えてくれます。

山本ゼミでは清初一七世紀後半の裁判文書を通して、嚴罰であるはずの誣告が往々にして無罪になる背景を明らかにしようとしています。また、清代の裁判文書を読むための基礎情報を併せて提供しています。

高遠ゼミでは『大清律例通考』という清代の律学者の書を通して清律の編纂過程やこの書の成立した背景を明らかにし、清律は史料としていかに読まれるべきかという問題について語っています。

小川ゼミでは清末に刊行された画報の記事と図画情報をテキストにして広東特有の女性の習俗とその実態を紹介しています。ここでは史料とは必ずしも文字だけに限らないことを教えてくれます。

西ゼミでは相続をめぐる争いに対して民国初期に出された有名な大理院判例を詳細に読み解くことで、前近代から近代に移行する狭間における中国の裁判のあり方を論じています。

本書に収録するに当たっては各執筆者に対し、それぞれがみなさんに伝えたいと思うことを形式まで含めて自由に語ってもらおうようお願いしました。従って責任分担を一応四〇頁と決めておいたのですが、長短のばらつきができてしまいました。授業では時間前に早めに切り上げる教師もおり、反対に時間が来ても平気で話を続ける教師もいるので、まあよからうということになりました。また、各執筆者の用字法や漢字・仮名表記、送り仮名、好んで用いる記号など、人によってまちまちであったり、利用する工具類の説明で重複するものがあつたりする場合でも、それはそれでゼミそれぞれの個性として容認することにしました。同僚が行う授業内容に干渉しないのも日本の大学の伝統的な慣習なのです。ただし、そうは言いながらも、最低限の統一として標点文と訓読文の漢字には原則として、いわゆ

る『康熙字典』に採用された旧字を用いることにしました。みなさんにオリジナルの漢文史料に現れる旧字体漢字にも慣れてもらいたいとの願いをそこに込めた次第です。

工具類の解説においては我々が学生の時に教わったものの、いまではすっかり化石化したものは極力削除することに努めました。『大漢和辞典』一つを例に挙げて、デジタル技術の進歩によってパソコンかスマホ一台あればいつでもどこからでもアクセスできる時代になっています。私たちが学生だった頃に参加した史料読みの合宿では索引を含めて全一三巻もある大部でやたら重い辞書を一三人が一巻ずつ手分けして旅館に持ち込んだ時代とは隔世の感があります。史料の検索方法もまた同様に激変しました。なにせ四庫全書が丸ごと持ち運びできる時代なのです。ですから我々の世代が紹介する工具類の情報が最も新しく、かつ最も便利なものだという自信はありません。ですが、それでも「老体」ならぬ「老脳」に鞭打って、できるだけ「最良情報」を集めることに配慮したつもりです。

さて、前置きはこれくらいにして、それぞれの演習に参加してください。本書に収録した各演習授業が法制史料に果敢に挑戦しようとするみなさんにとって少しでも役立つことを願ってやみません。

二〇二三年九月

編者